

令和元年(2019年)11月25日号
常陸太田市／編集 広報広聴課 〒313-8611 常陸太田市金井町3690
TEL 72-3111 内線303・304 FAX 72-3002
- 常陸太田市の市外局番は0294です -

お知らせ版は市のホームページでもご覧になれます
<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>

市ホームページQRコード



———【 台風 19 号で被災された方へ 】———

このたびの台風 19 号で被災された市民の皆さまに心からお見舞い申し上げます。
皆さまに安心して生活していただけるよう、支援制度などの情報をお知らせします。

復旧・復興に向け、ともに頑張ってまいりましょう。

常陸太田市長 大久保太一

目次

住宅に関する支援……………P2～

被災者生活再建支援金
市被害対策支援金
住宅の応急修理制度
災害援護資金の貸付

税・料金に関する支援 ……………P3～

徴収猶予・申告期限の延長
上下水道使用量の減免
NHK放送受信料の免除
国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・
国民年金からのご案内
固定資産税・個人市民税を減免します

福祉・教育に関する支援 …………… P5～

生活福祉資金
緊急小口資金特例貸付
保育園・こども園・児童クラブを利用の方へ
就学援助

農・商・工業に関する支援 ………P6～

農地および土砂撤去等復旧作業工事
農業用機械・ハウス等の修繕等に対する助成
本年産の栽培の継続を断念する場合の支援
野菜等の営農再開に向けて支援
地域協働による復旧作業を支援
堆積した稲わら等の撤去支援
生産資材購入への支援
生産資材購入への利子補給
保管中の米が水没した農家への支援
中小企業者への資金供給支援
(セーフティネット保証)

被災者支援のための相談窓口 …… P8

被災者支援「市民相談窓口」
行政書士会被災者無料相談センター
法テラス
台風豪雨被害110番
法律相談センター無料面談相談

住宅に関する支援

住宅の被害に対して受けられる支援（早見表）

被災証明の 判定区分	被災者生活再建支援金			③ 被災対策支援金 (市の独自支援制度)	④ 住宅の 応急修理制度
	① 国の支援制度 (基礎支援金)	① 国の支援制度 (加算支援金)	② 市の支援制度		
全壊	100万円【複数世帯】 75万円【一人世帯】	【複数世帯】 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃貸住宅:50万円	—		上限 59万5,000円 (日常生活に必要 不可欠であって、 緊急に応急修理を 行うことが適当な 箇所に限る)
解体 (半壊・敷地被害)	100万円【複数世帯】 75万円【一人世帯】	【一人世帯】 建設・購入:150万円 補修:75万円 賃貸住宅:37万5,000円	—		
大規模半壊	50万円【複数世帯】 37万5,000円【一人世帯】 ※解体は追加金有		—		
半壊	解体のみ該当	解体のみ該当	25万円【複数世帯】 18万7,500円【一人世帯】	修繕費用の1/2 (上限25万円) ※物置等は1/2 (上限10万円)	
準半壊					上限30万円
一部損壊					
条件について	—		①との併用不可(物置等は除く)		—

*各支援内容について、より大きな金額の支援制度を利用できる場合は「—」として表には記載しておりません

*物置等は③市の独自支援制度のみ

1・2 被災者生活 再建支援金

① 国の支援制度

◆申請期限…基礎支援金…令和2年10月8日／加算支援金…令和4年10月8日

◆必要書類等…被災証明書、住民票、預金通帳の写し など

② 市の支援制度

◆申請期限…令和2年11月11日

◆必要書類等…被災証明書、住民票の写し、預金通帳の写しなど

【共通事項】

*被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件は対象外となります。

*大規模半壊・半壊に伴い解体した場合、解体したことを証明する書類が必要です。

◆申・問…防災対策課(内線351)

3 常陸太田市令和元年 台風第19号被害対策 支援金(市の独自支援制度)

被害を受けた住宅等の修繕に対し、市独自の災害支援金を支給します。

◆対象…本市に居住している方で、今回の台風により住宅および同一敷地内の物置等が損壊し、専門業者による修繕等を行う方

*被災者生活再建支援金(国の支援制度)に該当する場合は対象外となります。

◆支給額…

【住宅】修繕費用等の2分の1以内(上限25万円)

【物置等】修繕費用等の2分の1以内(上限10万円)

◆必要書類等…被災証明書(物置等の場合は「被災証明書」の写し、対象工事の見積書(または「領収書」)の写し、対象工事箇所の施工前後の写真

◆申請期限…令和2年3月31日(火)

◆申・問…防災対策課(内線351)

4 住宅の応急修理制度

全壊、大規模半壊、半壊、準半壊した住宅に対し、日常生活に必要な不可欠な部分について、市と修理業者が契約を結び、応急修理を行います。

◆対象◆

・住宅の損害が準半壊以上の場合
・自らの資力では応急修理が困難な場合（全壊・大規模半壊を除く）
・当該修理によって帰宅が可能となること（すべての判定で共通）
・応急仮設住宅を利用しないこと（すべての判定で共通）

◆内容◆

日常生活に必要な不可欠な部分（屋根や外壁の基礎部分、ドア等の開口部、上下水道の配管、トイレ等の衛生設備等）の応急修理を行います。

◆工事完了期限◆

原則として、災害発生日から2カ月以内

◆必要書類等◆…り災証明書の写し、業者の修理見積り等

◆申・問◆…防災対策課（内線351）

令和元年台風第19号に伴う 災害援護資金の貸付

◆対象◆…住居・家財に損害を受けた世帯／世帯主が療養期間おおむね1カ月以上の負傷をした世帯

◆内容◆…損害の程度に応じて、150～350万円までの資金を貸付（所得制限あり）

＊償還期間は据置期間を含めて10年、据置期間は3年、据置期間中は無利子、その後年利1.5%

◆必要書類等◆…り災証明書、世帯全員の課税証明書、本籍地および世帯全員の記載のある住民票の写し、平成30年度の滞納がないことの証明書、医師の診断書（世帯主が負傷し、療養期間が1カ月以上の場合のみ）

◆申込期限◆…令和2年1月31日（金）

◆申・問◆…社会福祉課社会福祉係（内線141・142）

税・料金に関する支援

徴収猶予・申告期限の延長

◆徴収の猶予について◆…災害により、市の税金を時に納めることができない場合には、申請により、一定期間（原則として2年以内）に限り、納税が猶予されます。

＊この場合は、猶予期間内に分割して納めることもできます。

◆申告等の期限の延長◆…災害により、市税の申告・納付などが定められた期限までにできないときは、申請により災害のやんだ日から2カ月以内の範囲で、その期限を延長することができます。

◆問◆…徴収の猶予・納期限の延長について…収納課（内線205・244）／申告等の延長について…税務課（内線211・207）

上下水道使用料の減免

上下水道利用者のうち、り災証明を受けた方の上下水道利用料を減免します（申請不要）。

◆内容◆…10月・11月分使用水量について、通常使用水量（前年度同月分または過去3カ月平均の低い方）と比較して増加した水量を減免します。

◆問◆…上下水道総務課料金係（内線511）

NHK放送受信料の免除

◆対象◆…半壊以上の被害を受けた建物の放送受信契約

◆免除期間◆…10・11月

＊既に支払済みの場合は免除期間を繰下げまたは返金可

◆申請方法◆…り災証明書の写しを添えて、本庁および各支所に備え付けの放送受信料免除申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

◆申・問◆…NHK水戸放送局営業部（029・232・9811）

＊平日…午前10時～午後5時

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金からのご案内

*11月末時点で半壊以上のり災証明書が送付されている世帯には別途通知します。

【国民健康保険税の減免について】

◆**減免対象**…主たる生計維持者の居住する住宅が損害を受けた日以後に納期が到来する令和元年度分国民健康保険税

◆**申請期限**…令和2年3月31日(火)

◆減免の割合

損害程度	軽減または免除の割合
全壊	全額
半壊・大規模半壊	1/2

◆**申**…保険年金課／各支所

◆**問**…保険年金課(内線112・113・114)

【後期高齢者医療保険料の減免について】

◆**減免対象**…被保険者の属する主たる生計維持者の居住する住宅が

損害を受けた日以後に納期が到来する令和元年度分後期高齢者医療保険料

◆**申請期限**…令和2年3月31日(火)

◆減免の割合

損害程度	軽減または免除の割合
全壊	全額
半壊・大規模半壊	1/2

◆**申**…保険年金課／各支所

◆**問**…保険年金課(内線117・118)

【介護保険料の減免について】

◆**対象**…65歳以上の方

◆**減免対象**…主たる生計維持者の居住する住宅が損害を受けた日以後に納期が到来する令和元年度分介護保険料

◆**申請期限**…令和2年3月31日(火)

◆減免の割合

損害程度	軽減または免除の割合
全壊	全額
半壊・大規模半壊	1/2

◆**申**…高齢福祉課／各支所

◆**問**…高齢福祉課介護保険係(内線154・155)

【病院等での自己負担金の支払い猶予について】

◆**対象**…市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方

◆**内容**…住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方が、病院等で診療を受けた場合、令和2年1月末までの診療分、調剤分および訪問看護分の費用についての支払いが猶予されます。

*被災により健康保険証を失った方も病院にかかります。

◆**申**…保険年金課／各支所

◆**問**…保険年金課(内線112・117)

【介護保険サービス利用料の支払い猶予について】

◆**対象**…要介護(要支援)認定者

◆**内容**…住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方が、介護保険サービスを利用した場合、令和2年1月末までの利用料について支払いが猶予されます。(入所時の食事費、居住費等を除く)

◆**申**…高齢福祉課／各支所

◆**問**…高齢福祉課介護保険係(内線154・155)

【国民年金保険料の免除について】

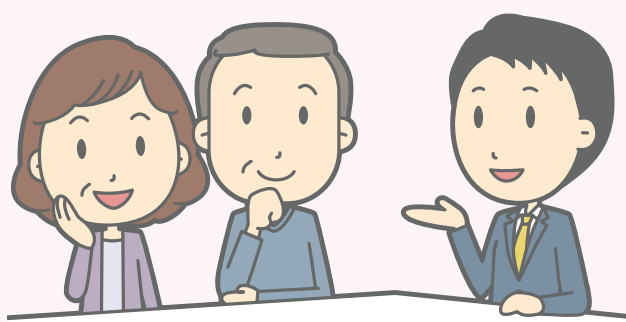
◆**対象**…国民年金第1号被保険者

◆**内容**…災害により「住宅」「家財」「その他の財産」が被害金額概ね2分の1以上の損害を受けた場合、申請により保険料が免除されます。

*免除された承認期間の取扱いは一般免除と同様となります。

◆**申**…保険年金課／各支所

◆**問**…保険年金課(内線117・118)



令和元年度の固定資産税や 個人市民税の減免

今回の災害により、次の損害を受けた方の本年度納期未到来分の固定資産税や個人市民税等を減免します。

*家屋の損害の程度とは、「り災証明書」で判定された区分のことです。

〔固定資産税〕

区分	損害の程度（家屋は浸水被害の度合）	減免の割合
土地	被害面積が8／10以上	全部
	被害面積が6／10以上8／10未満	8／10
	被害面積が4／10以上6／10未満	6／10
	被害面積が2／10以上4／10未満	4／10
家屋	全壊（床上1.8m以上の浸水被害）	全部
	大規模半壊（床上1.0m以上1.8m未満の浸水被害）	6／10
	半壊（床上1.0m未満の浸水被害）	4／10
償却資産	償却資産の損害の程度により、全部から4／10までの減免があります。詳細についてはお問合せください。	

◆**減免対象**…損害を受けた資産のうち、災害を受けた日以後に納期が到

来る令和元年度分固定資産税

◆**申請方法**…申請先に備え付けの「減免申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

◆**申請期限**…令和2年1月31日（金）

◆**その他**…土地の被害対象は、大量の土砂流入、地盤の崩落などにより被害を受けたものです。物置など住宅以外の家屋については、表の基準によるものとします。

◆**申・問**…税務課（内線207・208・219）

〔個人市民税〕

被災事由		減免の割合
死亡・生活保護受給者となった方		全部
障害者となった方		9/10
平成30年中の合計所得金額	家屋の損害の程度	減免の割合
500万円以下の方	全壊・大規模半壊	全部
	半壊	1/2
500万円超 750万円以下の方	全壊・大規模半壊	1/2
	半壊	1/4
750万円超 1千万円以下の方	全壊・大規模半壊	1/4
	半壊	1/8

◆**減免対象**…損害を受けた方のうち、災害を受けた日以後に納期が

到来する令和元年度分個人市民税

◆**申請方法**…申請先に備え付けの「減免申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

*特別徴収者は、申請の必要はありません。

◆**申請期限**…令和2年1月31日（金）

◆**その他**…平成31年1月1日時点で市内に居住していた方で、市県民税を納付している方が対象となります。住宅は現に居住する本人、配偶者および扶養親族が所有するものに限ります。減免は配偶者とその家族の方も対象となります。県民税についても同様の割合で減免されます。

◆**申・問**…税務課（内線211・213）

福祉・教育に関する支援

生活福祉資金

◆対象…

・市内に住所を有する低所得世帯（所得制限有）

・障害者世帯または要介護高齢者がいる世帯で、金融機関等からの借り入れが困難な世帯

◆内容…

・住宅の補修に必要な経費：貸付限度額250万円

・災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費（家財道具の購入等）

：貸付限度額150万円

*据置期間6カ月以内、償還期限7年、連帯保証人有は無利子、保証人無は年利1.5%

◆**申・問**…市社会福祉協議会（73・1717）

緊急小口資金特例貸付

◆**対象**…市内に住所を有する被災世帯。低所得世帯に限りません。

◆**内容**…被災者で当座の生活費を必要とする世帯へ原則として10万円以内（無利子、特別な場合20万円以内）を貸し付けます。

*据置期間は貸付から1年以内、償還期限は据置期間経過後2年以内

◆**申・問**…市社会福祉協議会（73・1717）

保育園、こども園、児童クラブを利用の方へ

保護者の居宅が半壊以上の被害を受けた場合、保育園および認定こども園保育料並びに児童クラブ利用料の減免を受けることができます。

◆**減免額**…全壊、大規模半壊…全額免除、半壊…2分の1減額

◆**減免期間**…申請した月から6カ月

◆**申請期限**…令和2年3月31日（火）

◆**申請方法**…所定の申請書とり災証明書の写しを申請先に提出してください。

◆**申**…保育料について…各保育園、認定こども園、子ども福祉課、各支所

児童クラブ利用料について…各児童クラブ（公立のみ）、子ども福祉課、各支所

◆**問**…保育料について…子ども福祉課保育係（内線145）／児童クラブ利用料について…子ども福祉課子ども家庭係（内線161）

就学援助

◆**対象者**…令和元年台風19号により被災された方で、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者の方

◆**内容**…学用品費、通学用品費、学校給食費等の支給

◆**受付期間**…随時受付

◆**申込方法**…各学校にお申し込みください。

◆**問**…教育総務課（内線563）

農・商・工業に関する支援

農地および水路の土砂撤去等復旧工事

河川の氾濫等による土砂の堆積や表土の流出など、農地の復旧作業を市が行います。

◆復旧工事について…

●**堆積した土の撤去** 河川の氾濫により堆積した土が、元の農地より約5cm以上（目安…刈り取った稲株の半分の高さ以上）あり、その堆積が農地の半分以上である農地は重機を用いて堆積した土を撤去した後、耕起を行います。

●**表土の流出箇所** 大規模な表土の流出箇所については、山砂等を用いて土の補充を行います。

●**道路等が破損し砂利が入っている農地** 道路等が破損した砂利が端から概ね5cm程度堆積している部分について、重機を用いて土砂撤去を行います。

●**破損したU字溝等** 台風19号が原因であるU字溝の破損については、水路の復旧を行います。

●**土砂の堆積した水路** 河川の氾濫により堆積した土が、水路の

30%以上堆積している水路は、土砂撤去を行います。

●**漂流ゴミがある農地** 農地や水路等にある農業機械、冷蔵庫や洗濯機等家電製品、流木等個人では撤去出来ないゴミについては、市が撤去を行います。

◆**工事の時期**…11月下旬より順次行います（作業日程については改めてご案内します）。

*既に調査を行っていますので、改めて申請する必要はありません。また、耕作放棄地（荒廃農地）および個人で設置した畦畔ブロックは復旧工事の対象外となります。

*農地に入った少量の土砂や市が撤去する漂流ゴミ以外については個人で対応をお願いします。

◆**問**…農政課農地計画係（内線614）

農業用機械、ハウス等の建て替え・買い替え・修繕に対するの助成

被災した農業用機械・施設・ハウス等の修繕、買い替え、建て替えを検討されている方の支援につきまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）が対象になりましたので、支援事

◆助成率

内容		助成率
被災した農業用機械や施設(畜舎等)の建て替え・買い替え・修繕等		事業費の10分の9以内
被災した農業用ハウスの再建・修繕等	園芸施設共済加入	共済金の国費相当額と併せて事業費の10分の6以内
	園芸施設共済未加入	事業費の10分の4以内

農林水産省 ホームページ



業の要望受付を行います。

◆**対象者**…農業用機械や農業用ハウスが被災した方で、農業経営を継続しようとする方

◆**支援内容**…農業用機械の修繕・買い替え／農産物の生産に必要な施設(ハウス・畜舎等)の修繕・建て替え／農産物の生産に必要な施設(ハウス・畜舎等)を修繕するために必要な資材の購入／農産物の生産に必要な施設(ハウス・畜舎等)の撤去に係る費用の補助

*農業以外に汎用性の高いもの(消耗品、軽トラック等)については、対象になりません。

◆提出書類…

- ①被害状況が分かる写真
- ②見積書(修繕・買い替え・建て替え等に係る費用が分かるもの)
- ③発注書、納品書、請求書、領収書(すでに修繕・購入の手続きをしている場合)
- ④被災証明書
- ⑤印鑑

*②、③については、すでに手元にある方のみ提出してください。

◆注意事項…ご提出いただいた要望は、補助が交付されることを保証するものではありません。買い替えや建て替えは、被災前の施設、機械と同程度のものに限ります。支援を受けた施設は園芸施設共済等の保険に加入することが必須となります。すでに、廃棄した機械・施設で被害を証明できないものは助成の対象にならない場合があります。

- ◆**受付場所・時間**…農政課／午前8時30分～午後5時(平日のみ)
- ◆**問**…農政課農地計画係(内線614)

本年産の栽培の継続を断念する場合の支援

◆**対象**…水田活用および畑作物の直接支払交付金の対象作物について

て本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合

◆**内容**…農業共済、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金の対象となります。

◆**問**…農政課農地計画係(内線614)

野菜等の 営農再開に向けた支援

◆対象…

- ①被災した農作物の残さの撤去
- ②野菜等の植え直しに必要な種子・種苗の購入、生育回復に向けて追加的に必要となる農薬・肥料の購入を行う場合

◆内容…

- ①1500円/10a
 - ②事業費の2分の1
- ◆**問**…農政課農地計画係(内線614)

地域協働による 復旧作業を支援

◆**対象**…多面的機能支払交付金事業に取組む活動組織が行う災害復旧に係る小規模な補修活動(施設の長寿命化に係る活動を除く)

◆**内容**…多面的機能支払交付金事

業により交付されている交付金の範囲内

◆**問**…農政課農地計画係(内線614)

堆積した稲わら等の 撤去支援

◆**対象**…個人や関係団体等が堆積した稲わら等を収集・処分する場合

◆内容…

定額(5千円/3m)

◆**問**…農政課農地計画係(内線614)

生産資材の購入への支援

◆対象…

- ①被災に伴う追加防除・施肥、次期作に必要な種子・種苗の確保
- ②飛散したガラス等の撤去を行う場合

◆内容…

- ①事業費の2分の1
- ②定額(1万4千円/10a以内)

◆**問**…農政課農地計画係(内線614)

生産資材の購入への利子補給

◆対象…台風により施設などに被害を受け、施設の復旧や再建、経営改善などのために資金が必要な方

◆内容…貸付当初5年間実質無利子化・保証当初5年間の保証料免除等

◆問…農政課農地計画係（内線614）

保管中の米が水没した農家への支援

◆対象者…倉庫等が浸水し、保管していた米の出荷が出来なかった方

◆内容…7万円／10aを上限

営農再開に向けた取組（種苗等資材の準備等）に対する経費

*収入保険や農業共済特約等に加えることが条件となります。

◆問…農政課農地計画係（内線614）

中小企業者への資金供給支援（セーフティネット保証）

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会

が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

◆支援内容…

①対象資金…経営の安定に必要な資金
②保証限度額…無担保8千万円、普通2億円

③保証人…原則第三者保証人は不要
*対象となる条件、保証利率、保証期間につきましては、信用保証協会にお問い合わせください。

◆問…茨城県信用保証協会（029・224・7811）

被災者支援のための相談窓口

被災者支援のための市民相談窓口

住宅、農地、福祉、税など、全般にわたる相談および案内のための総合相談窓口を開設しています。

◆とき…12月27日（金）まで

午前9時～午後4時

◆ところ…市役所本庁1階特設窓口および各支所

*各支所は平日のみ

◆問…防災対策課（内線351）

茨城県行政書士会 被災者無料相談センター

◆とき…平日 午後1時～5時

◆相談電話番号…

0120・333・981

◆問…茨城県行政書士会事務局（029・305・3731）

日本司法支援センター「法テラス」

弁護士・司法書士による無料法律相談を案内します。

◆とき…平日 午前9時～午後9時／土曜日 午前9時～午後5時

◆被災者専用フリーダイヤル…

0120・078・309

台風豪雨被害110番

～弁護士による災害相談ダイヤル～

◆とき…平日 午後1時～3時

◆開設期間…12月13日（金）まで

◆相談料…無料

◆相談電話番号…

029・232・1227

◆問…茨城県弁護士会

（029・221・3501）

法律相談センター 無料面談相談

被災された方の緊急の法律相談に対応します。

◆とき・ところ…

火・水・金曜日／水戸相談センター（水戸市大町2・2・75）

木曜日／日立相談センター（日立市幸町1・21・2）

*いずれも午後1時～4時

◆申込期間…月～金曜日 午前9時～午後5時

◆申込方法…電話またはホームページの予約フォームからお申し込みください。

◆申・問…茨城県弁護士会法律相談センター

（029・227・1133）

茨城県弁護士会
ホームページ

